

「福島県県有施設等における水素利用設備導入可能性調査業務委託」 企画プロポーザル募集要領

1 事業目的

福島県では、震災・原発事故で失われた産業基盤・雇用創出を目指す福島イノベーション・コースト構想が推進されており、新エネ分野の加速化と、その成果も活用しつつ、福島全县を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とするための取組を推進するため、平成 28 年 9 月に福島新エネ社会構想が取りまとめられた。

福島新エネ社会構想に基づく、水素社会実現に向けたモデル構築の取組として、浪江町において、再生可能エネルギーを用いた大規模な水素製造及び輸送・貯蔵技術と組み合わせ水素を有効活用するためのシステム実証が進められている。この浪江産水素については、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）期間中の東京での活用が検討されている。

本県でも東京 2020 大会の野球・ソフトボール競技が県内で開催されることが決定し、大会期間中に国内外からの来場者が見込まれることから、本県復興をアピールする場となることが期待されている。

福島新エネ社会構想に掲げる「水素社会実現に向けたモデル構築」の推進を図るため、県有施設等における水素利用設備の導入に向けた調査を実施する。

2 事業内容

(1) 対象事業

福島県県有施設等における水素利用設備導入可能性調査業務委託

(2) 仕様

別紙「福島県県有施設等における水素利用設備導入可能性調査業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約の締結の日から、平成 31 年 3 月 29 日（金）までの期間

(4) 委託費の上限

金 8,144,000 円（消費税及び地方消費税込み）

※現在予定している金額であり、予算上、今後変更となる可能性がある。変更になることに伴い、本プロポーザル参加者又は委託候補者に損害が生じた場合であっても、県はその損害については一切負担しない。

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～④の条件を全てを満たしている者とする。

なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない者であること。
- ② 募集開始からプロポーザル審査会の日までに、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成 14 年 6 月 17 日付け 14 監第 813 号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- ④ 1 件の総事業費が 3 億円以上のエネルギー事業（電気工事業、エネルギーの効率化を図る事業又はそれに類する事業）において、プロジェクト・マネージャー又は主たる事業者として受注の実績がある者。

(2) 実施要領等の入手方法

企画提案に関する様式等については、福島県企画調整部エネルギー課（以下、「エネルギー課」という。）のホームページからダウンロードして入手すること。なお、エネルギー課の窓口又は郵送等での配付は行わない。

4 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

- (1) 受付期限 **平成 30 年 12 月 19 日（水）** 午後 5 時まで（必着）

- (2) 提出方法

質問書（様式第 3 号）により、エネルギー課宛に電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は「【質問書】福島県県有施設等における水素利用設備導入可能性調査業務委託」とすること。

なお、電話による質問は受け付けない。

- (3) 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、**平成 30 年 12 月 20 日（木）** 午後 5 時までにエネルギー課のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

5 企画プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加表明及び資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- (1) 提出期限 平成 30 年 12 月 21 日 (金) 午後 5 時まで (必着)
- (2) 提出先 エネルギー課
- (3) 提出書類
 - ① 企画プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書 (様式第 1 号)
 - ② 会社概要 (様式第 6 号)
 - ③ 3 (1) ④を満たしていることを証する書類の写し
- (4) 提出方法 郵送 (簡易書留)、持参又は電子メール

6 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限迄に提出すること。

- (1) 提出期限 平成 31 年 1 月 7 日 (月) 午後 5 時まで (必着)
- (2) 提出先 エネルギー課
- (3) 提出書類
 - ① 企画プロポーザル参加資格確認通知書 (様式第 2 号) の写し
 - ② 守秘義務誓約書 (様式第 4 号)
 - ③ 企画提案書及び工程表 (様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする)
 - ④ 事業経費積算書 (様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする)
 - ⑤ 業務実施体制書 (様式第 5 号)
 - ⑥ 会社概要 (様式第 6 号) と、直近 2 年分の決算書又は事業報告書 (収支状況が分かるもの)
 - ⑦ 定款又は寄付行為の写し (法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの)
 - ⑧ 法人登記簿の写し (申請受付日の 3 ヶ月以内のもの)
※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
 - ⑨ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書 (様式第 7 号)
- (4) 提出部数
 - ③～⑤…6 部 (正本 1 部、副本 5 部)、①②及び⑥～⑨…1 部 (正本 1 部)
- (5) 提出方法
郵送 (簡易書留) 又は持参

7 企画提案書の内容

企画提案書には別紙「福島県県有施設等における水素利用設備導入可能性調査業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書案」という。）に基づき、次の事項に注意して作成すること。

- (1) 仕様書案に記載されている業務実施場所の施設A、施設Bについては、提案において具体的な施設を設定するとともに、委託業務内容に記載している各業務が、円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- (2) 仕様書案に記載されている各業務の実施方法について具体的に提案すること。また、各業務をどのように効率的に実施するかについて具体的に提案すること。
- (3) 提案の対象は、導入可能性調査等の実施方法に関する提案であり、導入可能性調査それ自体ではないことに注意すること。

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提出書類に不備があった場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 参加表明書の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- ⑥ 本募集要領に違反すると認められる場合。
- ⑦ その他、県が予め指示した事項に違反した場合。

(2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

- ① 参加者は、企画プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式第1号）の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。

9 審査に関する事項

(1) 審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、県はこれを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を選定する。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

企画提案書及び企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。
本審査で選定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

① 開催日時及び会場

平成 31 年 1 月 9 日（水）※時間は別途通知

福島県庁西庁舎 12 階 仮設会議室

※企画提案者が審査会場に入室できる人数は 3 名までとする。

② 審査所要時間

説明時間 20 分以内、及び質疑応答 10 分以内の計 30 分以内とする。

③ 審査基準

別表【審査基準】に基づいて審査・採点を行い、各審査員の得点の平均が 30 点を
超えた提案者のうち、総合点数が最も高い者を選定する。

④ 通知等

ア 審査の結果はプロポーザル参加者全員に通知する。

イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して 10 日（土日祝日を
除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることが
できる。また、その回答は書面到達日から起算して 10 日以内に行う。

なお、当該説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名及び
審査時の総得点」を公表するものとする。

【評価方法】

評価項目毎に評価点を付す。

【評価点】

点数		評価
配点が 5 の項目	配点が 10 の項目	
5	10	優れている
4	8	やや優れている
3	6	普通
2	4	やや劣る
1	2	劣る
0	0	記載なし

【評価点の算出式】

評価する審査員の評価点の合計点数

10 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、業務の実施場所等提案内容のとおりには反映されない場合がある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

11 スケジュール

項目	日程
質問受付期限	平成 30 年 12 月 19 日 (水) 午後 5 時まで
質問回答	平成 30 年 12 月 20 日 (木) 午後 5 時まで
企画プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書提出期限	平成 30 年 12 月 21 日 (金) 午後 5 時まで
企画提案書提出期限	平成 31 年 1 月 7 日 (月) 午後 5 時まで
審査会 (プレゼンテーション)	平成 31 年 1 月 9 日 (水) ※時間は別途通知
審査結果の通知	平成 31 年 1 月 10 日 (木) 以降

12 問い合わせ先及び各種書類の提出先

福島県企画調整部エネルギー課

郵便番号 960-8670

住所 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号 (本庁舎 5 階)
エネルギー課 (担当: 吉川)

メールアドレス re_energy@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025c/>

別表【審査基準】

評価項目		審査の視点	配点
1. 本事業を期間内に確実に遂行できる、体制・実績を持っているか。			(15)
①	体制・計画	・業務を期間内に実施する上で十分な体制、計画であるか。	10
②	実績	・エネルギー事業に関する業務の十分な実績があるか。	5
2. 本県復興の状況及び水素利用設備の特性を十分に理解し、適切な業務実施場所を設定した上で、業務実施場所の特性に応じた導入可能性の調査の提案となっているか。			(20)
③	施設A	・本県復興のアピールの場となる県有施設等が選定されているか。 ・施設の規模に応じた適切な調査方法を想定しているか。 ・水素利用の規模に応じた水素貯蔵設備についての検討が可能か。	10
④	施設B	・本県復興のアピールの場となる県有施設等が選定されているか。 ・施設の規模に応じた適切な調査方法を想定しているか。 ・水素利用の規模に応じた水素貯蔵設備についての検討が可能か。	10
3. 経済性があり、実現可能性の高い効果的な事業スキーム構築のための、複数モデルによる検討が可能な提案となっているか。			(15)
⑤	経済性	・総合的な経済性を確保するための工夫についての検討が可能か。 ・効率的な設備運営、管理の手法についての検討が可能か。	5
⑥	見える化へのアプローチ	・水素利用を効果的にPRするための工夫についての検討が可能か。 ・見える化を客観的に評価するための基準・手法についての検討が可能か。	5
⑦	事業効果の測定	・選択肢を広げるため、複数の設備構成パターンを想定した事業採算性の検討が可能か。 ・CO2 排出量や施設光熱費への影響等の事業効果について、適切な測定基準の検討が可能か。	5
合計点			(50)